

地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)  
支給申請に係る確認書

事業所名 \_\_\_\_\_ :

設置・整備に係る

事業所所在地 \_\_\_\_\_ :

- 1 この度、対象労働者として申告した者につきましては、次に該当する事実はありません。
  - ① ハローワーク等の紹介以外（求人誌への掲載されたものを見ての応募、インターネットによる募集、知人による紹介、事業所廃止等により直接旧事業所の従業員を引き継ぐ場合等）で雇用した。  
※ ハローワークの紹介と認められるためには、応募の際、紹介状が必要です。ただし、紹介前に内定をもらい形式的に紹介状の交付を受けたものは認められません。
  - ② 雇用保険の資格取得以前に臨時・アルバイト等の就労（事前就労）がある。
- 2 本助成金に関する申請内容について虚偽はありません。事実と相違する申請については、不正受給処分を受けること、場合によっては事業主名の公表や刑事告発されることを理解しています。
- 3 本助成金については、申請することにより、助成金が必ず支給されるものではないこと、助成金の要件審査を経て地域の求職者の雇用環境の改善に資すると認められる場合に支給の可否が確定されることを理解しています。
- 4 申請書に添付する出勤簿等の書類については、原本の写しを提出します。不正受給防止の観点から事業主都合による書類の差し替えは認められないことを理解しています。  
労働関係帳簿を事業所にて整備してあることが本助成金のひとつの要件となっています。  
実際に現場で使用している労働関係帳簿の写しを添付していただく必要があります。
- 5 本助成金は、国の助成金制度の一つであり、次のことを理解しています。
  - ① 受給した事業主は国の会計検査などの対象となることがあり、その際には支給決定の後にも書類の借上げ等の協力をしなければならないこと。
  - ② 後日、要件を満たさないことが判明した場合には、受給した助成金を返還しなければならないこと。
  - ③ 関係する労働関係帳簿、会計帳簿については、支給決定から5年間保管する必要があること。

令和 年 月 日

北海道労働局長 様

住 所 :

(事業主) 名 称 :

氏 名 :

住 所 :

(代理人または事務代行者) 名 称 :

氏 名 :